

様式第十八の四（第11条の3第3項関係）

認定事業適応計画の概要の公表

1. 認定の日付

令和7年10月29日

2. 認定事業適応事業者の名称

株式会社まるだい運輸倉庫

3. 認定事業適応計画の内容

(1) 事業適応に係る事業の目標

近年、気候変動問題への対応が喫緊の社会課題となっています。弊社、株式会社まるだい運輸倉庫は1952年に設立、地元で根差し今日まで運輸倉庫業を営んでまいりました。経営ビジョンとして掲げている「物流の領域を通じて、そして、領域を超えて、世界の子どもの笑顔があふれる100年企業を目指す。」為に、脱炭素化・環境負荷の少ない事業所を目指してまいります。具体的には、お客様の大切な荷物をお預かりする倉庫（足柄事業所）において、一定の温湿度に保つために空調の更新を予定しており、倉庫の温湿度管理の安定化のみならず、省エネによるCO2削減に寄与してまいります。

(2) その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

1987年に竣工した足柄事業所第一倉庫の空調設備（1Fと2F）を2年計画で更新します。現在の空調設備は導入後15年以上を経過しており、お客様のお荷物をお預かりする品質条件のひとつである『一定の温湿度を保つ』ことが困難になりつつあります。空調を更新することで管理コストの低減や温湿度管理の安定化による新規顧客開拓はもちろんですが、最新の空調機器導入によるCO2削減が可能となります。これにより令和6年（2024年度）の基準年度に対して計画初年度（2025年度）で15.2%、計画2年目（2026年度）で32.0%の炭素生産性向上を目指すものである。

(3) 財務内容の健全性の向上を示す目標

2025年度（計画終了年度）に計上利益を計上することを目標とする。

(4) 事業適応の類型

③エネルギー利用環境負荷低減事業適応

(5) 計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード）

倉庫業（H47）

計画の対象となる事業は、倉庫業を行うものであるため

（6） 事業適応の具体的内容

令和7年度、計画初年度（2025年度）は足柄事業所の1Fの空調設備（一体となっている加湿器含む）を更新、次年度（2026年度）は2Fの空調設備（一体となっている加湿器含む）の更新を予定しております。足柄事業所として、令和8年度（2026年度）に炭素生産性を32.0%向上することを見込んでいる。

（7） 事業適応の開始時期及び終了時期

開始時期：2025年11月

終了時期：2027年3月